

外国人材向け日本語教育事業者リスト掲載に係る公募について（公告）

1 目的

生産年齢人口が減少する中、外国人材は本県経済の持続的発展に必要な人材となっている。外国人材の県内企業や地域社会でのより一層の活躍を支援するため、県においては、県内企業における日本語教育への支援を行っており、県内企業がより円滑に日本語教育を実施できるように、県が実施する外国人材日本語能力向上支援補助金の利用促進に協力する日本語教育事業者のリスト化を行い、県のホームページに掲載することとする。

2 応募資格

日本語教育事業者（以下「事業者」という。）については、次に掲げる要件を満たす者とし、県が申請内容を審査の上、決定し、通知する。審査は、原則として提出された申請書類等により行うものとするが、審査過程でヒアリングを行う場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者

3 リスト掲載の条件

本募集に応募する事業者は、次の条件を承諾するものとする。

- (1) 県内企業における香川県外国人材日本語能力向上支援補助金の申請に協力すること。
- (2) 県内企業のニーズに応じた外国人材向け日本語教育ができること（就業時間後、休日、オンライン対応など）。
- (3) 日本語教師の資格（※）を有する者が指導に当たること。
- (4) 料金設定が明確で、妥当な金額であること。

（※）下記のいずれかを満たすこと

- 1：国家資格「登録日本語教員」を有すること
- 2：学士の学位を有し、420 時間以上の日本語教育に関する研修（文化庁届出受理講座）を受け、修了していること
- 3：公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語教育能力検定試験」に合格していること
- 4：大学または大学院で日本語教育課程を修了していること

4 リスト掲載内容

事業者の名称、所在地、連絡先、オンライン対応可否、母国語対応、ホームページ URL

なお、リスト掲載内容に変更があった場合は、変更届出書（様式第 4 号）を速やかに提出すること。

5 リスト掲載期間

掲載期間の終期は設けないが、予告なく県の判断でリスト掲載を取りやめる場合がある。

6 リストからの削除

次のいずれかに該当するときは、県はリストから当該事業者を削除することができる。

なお、事業者の都合により中止を希望する場合は、速やかに辞退届出書（様式第5号）を提出すること。

- (1) 不正な行為があると県が認めたとき
- (2) 正当な理由なく、3に規定する条件に違反したとき
- (3) 事業者が倒産するなど、事業の実施が不可能となったと県が判断したとき
- (4) その他掲載が不適当と県が判断したとき

7 遵守事項

事業者は、次の内容について遵守しなければならない。

- (1) リスト掲載は、県内企業が外国人材に対し、より円滑に日本語教育を実施できるように行うものであり、県が事業者に対して、与信や身分を与えるものではない。
- (2) 事業者は、リスト掲載に関して、県に対して一切の費用、対価などを請求してはならない。
- (3) 事業者は、県内企業における日本語教育の実施について、最善の方法によって誠意をもって実施しなければならない。

8 応募方法等

(1) 応募書類

- ① 応募申請書（様式第1号）
- ② 応募者の概要が分かる書類（教室案内、パンフレット等）
- ③ 日本語教室の料金が分かる資料
- ④ 日本語教師リスト（様式第2号）
- ⑤ 日本語教師の資格を証する資料の写し（指導にあたる者全員分）
- ⑥ 誓約書（様式第3号）

(2) 応募方法

「香川県電子申請・届出システム」により提出すること

(3) 受付期間

随時受付

毎月25日までの申請分について、翌月7日までに掲載予定

(4) 問合せ先

担 当：香川県商工労働部労働政策課 外国人材確保対策グループ

住 所：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県庁東館6階

電話番号：087-832-3368